

(非営利型) 理事3名
(理事会・監事・会計監査人・基金非設置)

一般社団法人プレーワーカーズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人プレーワーカーズと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県名取市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもがいきいきと遊べる環境づくりを主な目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの遊び場づくり事業（遊具づくり、遊び空間デザイン）
- (2) 子どもに関わる相談・支援事業（プレーソーシャルワーク）
- (3) 子どもの遊びに関わる専門職（プレーワーカー）の育成事業
- (4) 啓発・普及事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第8条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集方法を省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決権は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、ほかの社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第20条 当法人に理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員の任期)

第23条理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 解散

(解散)

第27条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年12月末日までとする。

(設立時の理事の選任)

第30条 当法人の設立時の理事の氏名又は名称は、次のとおりである。

須永 力

神林 俊一

廣川 和紀

第31条 当法人の設立時の代表理事の氏名又は名称は、次のとおりである。

須永 力

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第32条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

宮城県名取市高館熊野堂字飛鳥中3番地

須永 力

宮城県気仙沼市松崎立石158

神林 俊一

宮城県仙台市太白区西中田4丁目8番38号ファミーユ西中田A棟101

廣川 和紀

以上は、当法人の現行定款に相違ありません。

平成30年1月1日

社員 須永 力

社員 神林 俊一

社員 廣川 和紀